

スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム 規約

令和4年（2022年）1月21日

（名称）

第1条 本会は、「スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、地域課題の解決に向けた具体的な事業を創出するための実務的な協議を行う場として設置し、誰もが快適で利便性の高い暮らしを実感できる持続可能なまちを実現するための具体的な事業を創出することを目的とする。

（定義）

第3条 本規約において、「スマートシティ」とは、「ICT等の新技術やデータを活用し、多様な市民ニーズに対応したサービスの提供や都市機能を効率化・高度化することにより、地域の課題を解決し、持続的で上質な市民生活・都市活動を実現するまち」をいう。

（活動内容）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）地域課題の解決に向けた具体的な事業の検討及び特定事項の調査・研究
- （2）産学官の取組状況の共有及び意見交換
- （3）スマートシティに関する啓発及び人材育成
- （4）その他本市におけるスマートシティの推進に資する活動

（会員）

第5条 本会は、スマートシティくまもと推進官民連携協議会構成員（以下、「構成員」という。）及び本会の目的に賛同し、本規約を順守する次の会員をもって組織する。なお、会員は企業、大学などの法人・団体を単位とし、個人は含まないものとする。

2 会員

（1）パートナー会員

具体的な事業の提案、プラットフォームの活動に資する役務の提供、その他スマートシティの実現に資する活動を主体的に行う会員

（2）一般会員

パートナー会員以外の会員

3 代表は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反し又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき
- (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

4 前各項に定めるもののほか、会員の登録等の詳細については、別に定める「熊本市スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム 会員規則」による。

(会費等)

第6条 会費及び入会金は、無料とする。

(代表)

第7条 プラットフォームの代表は、熊本市政策局長をもって充てる。

(運営委員会)

第8条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、プラットフォームに運営委員会を設置する。

(1) プラットフォームの会員に対する課題の提示

(2) プロジェクトチームの設置

(3) 講演・研修等の開催及び情報共有

2 運営委員会の委員は別表に記載の団体から構成する。

3 運営委員会の会務を総括するため委員長1名を置き、熊本市政策局長をもって充てる。

4 運営委員会委員長は会を招集し、その議事を司る。

5 運営委員会には第5条第2項に規定する会員をオブザーバーとして置くことができる。

6 運営委員会委員長は、運営委員会を招集する暇がないと認めるときは、文書（電磁的記録による文書を含む。）による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。

7 運営委員会の議決は、委員の過半数をもって決する。

8 運営委員会委員及びオブザーバーは無報酬とする。

(プロジェクトチーム)

第9条 活動の必要に応じて、プラットフォームにプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは第5条に規定する構成員及び会員により構成され、具体的な事業の検討・実施、特定事項の調査・研究等を行う。

3 プロジェクトチームの設置及び運営に関する事項については、別に定める「熊本市スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム プロジェクトチーム規則」による。

(事務局)

第10条 プラットフォームの事務を処理するため、熊本市政策局総合政策部政策企画課に事務局を置

く。

（関係者の意見聴取等）

第 1 1 条 運営委員会やプロジェクトチームは、活動のため必要があると認めるときは、第 5 条に規定する構成員及び会員以外の者であっても、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（経費等）

第 1 2 条 会議等に要する費用及び参加報酬は、予め事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

（規約の制定改廃）

第 1 3 条 この規約の制定改廃は代表が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

（雑則）

第 1 4 条 本規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、必要に応じて代表が定める。

附則

この規約は、令和 4 年（2022 年）1 月 21 日から施行する。

別表 運営委員会（第8条第2項）

分野	団体等	備考
経済	熊本経済同友会	
	熊本商工会議所	
学識	熊本大学	
	崇城大学	
行政	熊本市	委員長：熊本市政策局長